

令和5年9月犬山市議会定例議会会議録

第1号 9月1日（金曜日）

◎議事日程 第1号 令和5年9月1日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会期間の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 第83号議案から第102号議案まで
及び報告第7号
(議案上程説明)
- 第5 請願の委員会付託について
- 第6 陳情の委員会送付について

◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会期間の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 第83号議案 犬山市附属機関設置条例及び犬山市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について
- 第84号議案 犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第85号議案 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第86号議案 犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第87号議案 犬山市在宅要介護者介護手当支給条例等の一部改正について
- 第88号議案 犬山市水道事業の設置等に関する条例及び犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第89号議案 犬山市災害派遣手当等に関する条例の一部改正について
- 第90号議案 犬山市火災予防条例の一部改正について
- 第91号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第92号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第6号）
- 第93号議案 令和5年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第94号議案 令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第1号）
- 第95号議案 令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）
- 第96号議案 令和5年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第97号議案 令和5年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第98号議案 令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）

- 第99号議案 令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第1号）
 第100号議案 令和4年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について
 第101号議案 令和4年度犬山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
 第102号議案 令和4年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
 報告第7号 令和4年度犬山まちづくり株式会社決算等について

- 日程第5 請願の委員会付託について
 日程第6 陳情の委員会送付について

◎出席議員（18名）

- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 丸山幸治君 | 10番 | 玉置幸哉君 |
| 2番 | ビアンキ恵子君 | 11番 | 岡覚君 |
| 3番 | 増田修治君 | 12番 | 岡村千里君 |
| 4番 | 光清毅君 | 13番 | 鈴木伸太郎君 |
| 5番 | 小川隆広君 | 14番 | 沼靖子君 |
| 6番 | 島田亜紀君 | 15番 | 久世高裕君 |
| 7番 | 諏訪毅君 | 16番 | 柴山一生君 |
| 8番 | 小川清美君 | 17番 | 柴田浩行君 |
| 9番 | 畑竜介君 | 18番 | 大沢秀教君 |

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- | | | | |
|-----------|-------|--------|--------|
| 事務局長兼議事課長 | 新原達也君 | 議事課長補佐 | 大鹿真君 |
| 統括主査 | 松澤一悦君 | 主査補 | 高橋万祐子君 |

◎説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|-------|---------|-------|
| 市長 | 原欣伸君 | 副市長 | 永井恵三君 |
| 教育長 | 滝誠君 | 経営部長 | 井出修平君 |
| 市民部長兼防災監 | 武内雅洋君 | 健康福祉部長 | 高木衛君 |
| 都市整備部長 | 森川圭二君 | 都市整備部次長 | 丸井良修君 |
| 経済環境部長 | 中村達司君 | 教育部長 | 長谷川敦君 |
| 子ども・子育て監 | 小幡千尋君 | 消防長 | 大澤満君 |
| 企画広報課長 | 古田隆行君 | 総務課長 | 舟橋正人君 |

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまから、令和5年9月犬山市議会定例議会を開きます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、3番 増田修治議員、15番 久世高裕議員を指名いたします。

日程第2 議会期間の決定

◎議長（柴田浩行君） 日程第2、議会期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。9月定例議会の議会日程は、議会日程案のとおり、本日から9月25日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

令和5年9月定例議会 議会日程(案)

議会期間：25日間（9月1日（金）～9月25日（月））

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	9. 1	金	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明 ○請願の委員会付託 ○陳情の委員会送付
第2日	2	⊕		○休 会
第3日	3	⊖		○休 会
第4日	4	月		○精 読
第5日	5	火		○精 読
第6日	6	水		○精 読
第7日	7	木	午前10時	○一般質問
第8日	8	金	午前10時	○一般質問
第9日	9	⊕		○休 会
第10日	10	⊖		○休 会
第11日	11	月	午前10時	○一般質問
第12日	12	火	午前10時	○一般質問
第13日	13	水	午前10時	○議案質疑
第14日	14	木	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第15日	15	金		○全員協議会
第16日	16	⊕		○休 会
第17日	17	⊖		○休 会
第18日	18	⊖		○休 会
第19日	19	火		○部門委員会
第20日	20	水		○部門委員会
第21日	21	木		○部門委員会

第22日	2 2	金		○休 会
第23日	2 3	⊕		○休 会
第24日	2 4	⊕		○休 会
第25日	2 5	月	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、議会日程は25日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した旨の報告が2件ありましたので、これを各位へ配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 第83号議案から第102号議案まで及び報告第7号

◎議長（柴田浩行君） 日程第4、第83号議案から第102号議案まで及び報告第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

第83号議案から第102号議案まで及び報告第7号を一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。

第83号議案から第102号議案まで及び報告第7号を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） おはようございます。令和5年9月定例議会提出議案の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、第83号議案、犬山市附属機関設置条例及び犬山市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

この案を提出しますのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表により説明します。

犬山市附属機関設置条例別表第1及び犬山市空家等の適正な管理に関する条例第8条では、引用する条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第84号議案、犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、新型コロナウイルス感染症対応に従事した場合における防疫手当の特例の廃止等のため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

附則第2項及び第3項では、新型コロナウイルス感染症対応に係る業務に従事した場合に適用していた防疫手当の特例について、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症へと変更されたことを踏まえ、この規定を削るものです。

なお、5類感染症への変更後は、緊急に行う措置に係る作業がないことから、令和5年5月8日以降は、特例による防疫手当は支給しておりません。

別表では通常の防疫手当の支給対象となる感染症を、現状の運用に合わせ、明文化するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第85号議案、犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第15条では、引用する条文に項ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第86号議案、犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、放課後児童支援員に係る資格要件を緩和するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第10条では、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブのことですが、その職員である放課後児童支援員に必要な資格要件の緩和を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第87号議案、犬山市在宅要介護者介護手当支給条例等の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、令和5年4月1日に内閣府の外局として、こども家庭庁が設置され、厚生労働省の所管事務がこども家庭庁に移管されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

犬山市在宅要介護者介護手当支給条例については、この手当の支給要件に関する根拠規定の所管省庁が変更されたため、改正するものです。

犬山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例については、この施設で行う事業に関する根拠規定の所管省庁が変更されたため、改正するものです。

犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、保育所における保育内容に関する根拠規定の所管省庁が変更されたため、改正するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第88号議案、犬山市水道事業の設置等に関する条例及び犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

犬山市水道事業の設置等に関する条例及び犬山市下水道事業の設置等に関する条例について、引用する条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第89号議案、犬山市災害派遣手当等に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第1条では、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とし、関係する箇所を改めるとともに、引用する条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第90号議案、犬山市火災予防条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、6ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第13条では、蓄電池設備の規制対象、位置、構造及び管理について改めるものです。

第44条では、比較的小規模な蓄電池設備について、届出が不要となったため、改めるものです。

別表第3では、厨房設備のうち、固体燃料を使用するものについて、固体燃料を用いた火気設備の離隔距離として、新たな離隔距離を追加するものです。

その他、字句の整理による改正を行うものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第91号議案、犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市固定資産評価審査委員会委員の中村弥生氏の任期が、本年10月29日をもって満了となりますので、後任者を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

後任者としまして、再任で中村弥生氏を選任するものです。

なお、経歴書及び選任理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

第92号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第6号）について、ご説明します。

説明に先立ちまして、この補正予算では、本年4月以降の正規職員の人事異動や会計年度任用職員の雇用の決定等に伴う人件費の補正を行っております。詳細は、事項別明細書等に記載のとおりとなりますが、広範囲にわたるため、個々の説明は省略させていただきますのでご了承ください。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

第1条は、予算の総額に20億8,800万5,000円を追加し、総額を299億9,883万5,000円と定めるもので、第2条は繰越明許費の追加、第3条は債務負担行為の追加、第4条は地方債の追加及び変更を行うものです。

次ページ見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まずは、歳出の主な内容についてご説明します。

2款総務費では、財源調整のための財政調整基金積立金の増額や、市民交流センターの構造体耐久性を調査する経費などを計上し、3款民生費では、国や県補助金等に関する前年度事業費の確定に伴う精算のほか、(仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園の園舎等の建築工事に係る経費などを計上し、4款衛生費では、国や県補助金等に関する前年度事業費の確定に伴う精算のほか、都市美化センターの維持補修工事請負費の増額などを計上し、5款農林業費では、新規就農支援に係る補助金の増額などを計上し、6款商工費では、特別会計の決算に伴う繰出金の減額のほか、木曾川河畔活性化事業に係る経費を計上し、7款土木費では、下水道事業会計の補正に伴う繰出金の減額を計上し、8款消防費では、操法大会に係る消防団員報酬の増額や、南出張所仮眠室改修工事に係る経費の増額などを計上し、9款教育費では、犬山市母子寡婦福祉会からの寄附により購入する備品等の予算を計上するほか、東小学校の非構造部材改修工事に係る経費の増額や、内田多目的広場テニスコートの補修工事などを計上し、11款公債費では、市債の借入金額と利率の確定等に伴う補正を計上しました。

続きまして、歳入の主な内容をご説明します。

普通交付税など交付額の確定による補正や、歳出に合わせた国県支出金や市債の補正、特別会計の決算に伴う繰入金金の増額などを行いました。

5ページの第2表の繰越明許費補正では、本庁舎5階にあるマシンCVCF、無停電電源装置更新事業をはじめとする3事業について、令和6年度への繰越明許費を設定し、6ページの第3表の債務負担行為補正では、令和6年度以降に実施する事業で、今年度中に入札や契約などの準備行為が必要となる納税通知書封入封緘業務委託について、債務負担行為を追加し、7ページの第4表の地方債補正では、(仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園整備事業に係る地方債の追加のほか、事業費の増額に伴う地方債の増額や臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴う補正を行うものです。

なお、詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第93号議案、令和5年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明します。

第1条は、予算の総額に2億958万6,000円を追加し、総額を70億7,696万8,000円と定めるものです。

次ページ見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まずは、歳出についてご説明します。

1款総務費では、システム開発委託料として770万円の増額を計上し、5款保健事業費では、システム開発委託料として250万8,000円の増額を計上し、6款基金積立金では、国民健康保険事業基金積立金として1億9,511万9,000円の増額を計上し、8款諸支出金では、一般

会計繰出金として425万9,000円の増額を計上しました。

続きまして、歳入についてご説明します。

3款国庫支出金では、出産育児一時金等補助金として15万円の増額を計上し、4款県支出金では、保険給付費等交付金、特別交付金です、特定健診等負担金過年度分などとして、1,446万8,000円の増額を計上し、6款繰入金では一般会計繰入金前年度精算分等として553万1,000円の増額を計上し、7款繰越金では前年度繰越金として1億8,943万7,000円の増額を計上しました。

なお詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

第94号議案、令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第1号）について、ご説明します。

第1条は、予算の総額に9,588万6,000円を追加し、総額を3億4,073万4,000円と定めるものです。

次ページ見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まずは、歳出についてご説明します。

1款犬山城費では、再任用職員の時間外勤務手当として13万1,000円の増額を、犬山城施設整備基金積立金として9,588万6,000円の増額を計上しました。

2款予備費では、財源更正のため、職員手当等と同額の13万1,000円の減額を計上しました。

続きまして、歳入についてご説明します。

5款繰越金では、前年度繰越金として9,588万6,000円の増額を計上しました。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書を参照ください。

第95号議案、令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）について、ご説明します。

この補正予算は、前年度繰越金の額が決定したことにより、歳入予算内における組替えを行うもので、予算総額の変更はありません。

次ページ見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳入につきまして、1款繰入金では、432万3,000円を減額し、3款繰越金では同額の増額を計上するものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

第96号議案、令和5年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明します。

第1条は、予算の総額に3億3,451万1,000円を追加し、総額を61億6,738万3,000円と定めるものです。

次ページ見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まずは、歳出についてご説明します。

5款基金積立金では、介護保険事業給付費基金積立金として1億7,537万6,000円の増額を計上し、7款諸支出金では、国庫支出金等過年度分返還金及び一般会計繰出金として、1億5,913万5,000円の増額を計上しました。

続きまして、歳入について説明します。

4 款支払基金交付金では、過年度分交付金として504万6,000円の増額を計上し、7 款繰入金では、低所得者保険料軽減繰入金として60万9,000円の増額を計上し、8 款繰越金では前年度繰越金として3億2,885万6,000円の増額を計上しました。

なお、詳細につきましては、5 ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

第97号議案、令和5年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明します。

第1条は、予算の総額に816万8,000円を追加し、総額を15億1,335万3,000円と定めるものです。

次ページ見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まずは、歳出についてご説明します。

3 款諸支出金では、前年度の精算に伴う一般会計繰出金として236万円の増額を計上し、4 款予備費では580万8,000円の増額を計上しました。

続きまして、歳入についてご説明します。

4 款繰越金では、前年度繰越金として816万8,000円の増額を計上しました。

なお、詳細につきましては、5 ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

第98号議案、令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明します。

第2条は、収益的収入及び支出について補正をするもので、収入としまして、第1款水道事業収益のうち、営業外収益で24万円を増額し、総額を13億3,357万2,000円とするものです。また、支出としまして、第1款水道事業費用のうち、営業費用で19万9,000円を増額し、総額を13億2,056万8,000円とするものです。

第3条は、予算第4条の本文括弧書きの中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、5億7,558万6,000円とするとともに、補填財源として、過年度分損益勘定留保資金を4億7,792万9,000円、当年度分損益勘定留保資金を4,674万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を5,091万3,000円とするものです。

支出としまして、第1款資本的支出を14万円増額し、総額を6億7,696万1,000円とするものです。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を33万6,000円増額し、総額を1億515万3,000円とするものです。

第5条は、他会計からの補助金について、1億2,674万7,000円とするものです。

第6条は、予算に第8条として、債務負担行為に関する規定を加え、表にお示しする事項について、債務負担行為をすることができる期間及び限度額を定めるものです。

この補正予算の内容については、人事異動に伴う人件費に関するもの、及び令和6年度以降に予定する委託業務に係る債務負担行為に関するものです。

なお、3 ページ以降に実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表及び実施計画明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

第99号議案、令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明しま

す。

第2条は、収益的収入及び支出について補正をするもので、収入としまして、第1款下水道事業収益のうち、営業外収益で42万9,000円を減額し、総額を16億7,760万5,000円とするものです。

また、支出としまして、第1款下水道事業費用のうち、営業費用で42万9,000円を減額し、総額を16億7,760万5,000円とするものです。

第3条は、予算第4条の本文括弧書きの中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、4億2,966万9,000円とするとともに、補填財源として、当年度分損益勘定留保資金を2億8,397万2,000円とするものです。

収入としまして、第1款資本的収入のうち、企業債で690万円、負担金等で1,604万1,000円を減額し、総額を16億4,056万1,000円とするものです。

また、支出としまして、第1款資本的支出のうち建設改良費で12万3,000円を増額し、総額を20億7,023万円とするものです。

第4条は、公共下水道事業に係る起債の限度額を690万円減額し、7億6,170万円に、合計額を8億2,980万円とするものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を266万9,000円増額し、総額を6,682万円とするものです。

第6条は、他会計からの補助金について、5億8,287万7,000円とするものです。この補正予算の主な内容は、人事異動に伴う人件費に関するもの、受益者負担金賦課区域の変更に伴う負担金収入などの補正であります。

なお、3ページ以降に実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表及び実施計画明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

第100号議案、令和4年度一般会計及び特別会計の決算の認定について、ご説明します。

令和4年度の各会計の決算につきましては、決算書冊子の501ページ以降の実質収支に関する調書により、それぞれの会計の歳入歳出決算の総額を申し上げまして、内容の説明に代えさせていただきます。

最初に、一般会計の決算について申し上げます。

502ページをお開きください。

歳入総額は301億4,643万8,702円、歳出総額は284億6,899万1,052円ですので、歳入歳出差引額は16億7,744万7,650円となりますが、公有財産マネジメント推進事業のほか、24事業に係る繰越明許費の繰越額として、4億3,246万2,893円が翌年度へ繰り越すべき財源となりますので、実質収支額は12億4,498万4,757円となりました。

引き続き特別会計の決算を説明します。

503ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計の決算です。

歳入総額は、67億9,006万5,752円、歳出総額が66億62万7,347円ですので、歳入歳出差引額の1億8,943万8,405円が、翌年度への繰越しとなりました。

504ページをご覧ください。

犬山城費特別会計の決算です。

歳入総額は3億1,432万52円、歳出総額が2億1,843万3,053円ですので、歳入歳出差引額の9,588万6,999円が翌年度への繰越しとなりました。

505ページをご覧ください。

木曾川うかい事業費特別会計の決算です。

歳入総額は5,915万6,617円、歳出総額が5,329万6,846円ですので、歳入歳出差引額は585万9,771円となりますが、屋形船若あゆ丸高質化事業に係る繰越明許費の繰越額として、153万5,000円が翌年度へ繰り越すべき財源となりますので、実質収支額は432万4,771円となりました。

506ページをご覧ください。

介護保険特別会計の決算です。

歳入総額は56億1,810万1,977円、歳出総額は51億9,488万4,866円ですので、歳入歳出差引額の4億2,321万7,111円が翌年度への繰越しとなりました。

507ページをご覧ください。

最後に、後期高齢者医療特別会計の決算です。

歳入総額は13億4,807万6,161円、歳出総額が13億3,990万6,418円ですので、歳入歳出差引額の816万9,743円が翌年度への繰越しとなりました。

以上、令和4年度の一般会計と、特別会計における歳入歳出の総額、翌年度への繰越額等について申し上げます。

この議案には、決算書に加え、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、決算に係る主要施策の成果報告書を添付しました。

また、監査委員の決算審査意見書も添付しておりますので、合わせてご参照ください。

第101号議案、令和4年度犬山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、ご説明します。

本議案は令和4年度の犬山市水道事業会計の決算について認定をお願いするとともに、決算の結果生じる利益剰余金の処分について、議決をお願いするものです。

初めに決算について、その概要を申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

収益的収入及び支出におきまして、収入の第1款水道事業収益の決算額は13億584万6,903円、支出の第1款水道事業費用の決算額は11億8,228万5,414円です。

続いて、6ページをお開きください。

損益計算書におきまして、当該年度の純利益は、下から4行目にありますように、8,202万8,932円です。

4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入及び支出におきまして、収入の第1款資本的収入の決算額は1億1,392万4,608円、支出の第1款資本的支出の決算額は5億9,821万8,413円です。

なお、欄外に記載しましたとおり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額4億8,429万3,805円につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当該年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額で補填するものです。

以上が、令和4年度水道事業会計の決算の概要であり、10ページ、11ページに貸借対照表、13ページ以降には決算附属書類を添付しております。

次に、利益剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。

決算の認定に合わせて、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を受ける案件としまして、下段の表、水道事業剰余金処分計算書案にありますとおり、当該年度末の未処分利益剰余金4億4,000万8,296円のうち、令和4年度純利益に当たる8,202万8,932円につきましては、長期前受金戻し入れに伴う収益であり、これは過去に開発等に伴う帰属を受けた施設など、自己資金以外で取得した財産の減価償却に伴い、その減価償却費に見合う額を、会計基準上収益に振り替える処理によるもので、現金収入によるものではないことから、資本金に組み入れるよう処分するものとし、処分後の残高となる3億5,797万9,364円につきましては、繰越利益剰余金として、翌年度へ繰り越すものとさせていただくものです。

また、監査委員による決算審査意見書を添付しておりますので、ご参照ください。

第102号議案、令和4年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、ご説明します。

本議案は、令和4年度の犬山市下水道事業会計の決算について認定をお願いするとともに、決算の結果生じる利益剰余金の処分について議決をお願いするものです。

初めに、決算についてその概要を申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

収益的収入及び支出におきまして、収入の第1款下水道事業収益の決算額は16億9,882万5,637円、支出の第1款下水道事業費用の決算額は15億9,272万6,400円です。

6ページ、7ページをお開きください。

損益計算書におきまして、当年度の純利益は7ページ4行目にありますように、6,637万2,007円です。

4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入及び支出におきまして、収入の第1款資本的収入の決算額は13億8,440万9,084円、支出の第1款資本的支出の決算額は17億7,397万4,602円です。

なお、欄外に記載しましたとおり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億8,956万5,518円につきましては、過年度及び当該年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、過年度及び当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものです。

以上が、令和4年度犬山市下水道事業会計の決算の概要であり、10ページ、11ページに貸借対照表、15ページ以降には決算附属書類を添付しております。

次に、利益剰余金の処分について、ご説明します。

8ページ、9ページをお開きください。

決算の認定に合わせて、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を受ける案件としまして、下段の表、下水道事業剰余金処分計算書案にありますとおり、当該年度末の未処分利益剰余金1億4,068万803円のうち、令和4年度の純利益に当たる6,637万2,007円につきま

しては、営業収支による利益ではなく、営業外収支による利益であり、その中には、一般会計からの補助金が含まれております。

そのため下水道事業会計の内部には留保せず、建設改良積立金に積み立て、次年度以降の建設改良費として使用させていただくものです。

また、監査委員による決算審査意見書を添付しておりますので、ご参照ください。

報告第7号、令和4年度犬山まちづくり株式会社決算等について、ご説明します。

これは地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、犬山まちづくり株式会社の経営状況等を報告するものです。

令和4年度決算については、2ページから3ページに令和4年度の事業報告を、4ページから6ページに年間の実施事業、会議等の概要を、7ページから11ページに貸借対照表や損益計算書といった財務諸表を、12ページに監査報告書を添付しております。

続いて、令和5年度事業計画、予算については、13ページから14ページに令和5年度事業計画の基本方針を、15ページに事業計画の内容を、16ページに収支予算を添付しております。

説明は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

日程第5 請願の委員会付託について

◎議長（柴田浩行君） 日程第5、請願の委員会付託について。

8月24日までに受理いたしました請願は2件であります。

会議規則第133条の規定により、配付いたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 陳情の委員会送付について

◎議長（柴田浩行君） 日程第6、陳情の委員会送付について。

8月24日までに陳情5件を受理いたしましたので、配付いたしました一覧表のとおり所管の常任委員会に送付いたします。

◎議長（柴田浩行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日9月2日から来週6日までは休会及び議案精読とし、7日午前10時から本会議を再開いたしまして一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時40分 散会